

「令和7年度旭川市定額減税不足額給付金」の 受付を7/15から開始しています

申請期限

10/31(金)まで
(※当日消印有効)

	支給対象者	申請方法	支給時期
不足額 給付Ⅰ	令和6年分所得税 および定額減税の 実績額等が確定し た後に、本来給付 すべき所要額と、 当初調整給付額と の間で差額が生じ た方	市で振込先を把握できる方 【通知書による受給】 7/15に市から通知書を発送しています。返送不 要です	受給辞退や口座変更の申し出がなけ れば、8/14(木)に支給します
		市で振込先を把握できない方 【確認書による申請】 7/15に市から確認書を発送しています。必要事 項をご記入の上、返送してください	確認書等を受理した日から、3～4 週間程度で指定の口座に振り込まれ る予定です。ただし、不備がある場 合にはこの限りではありません
不足額 給付Ⅱ	本人および扶養親 族等として定額減 税対象外であり、 かつ低所得世帯向 け給付の対象世帯 の世帯主・世帯員 にも該当しなかつ た方	【確認書による申請】 7/15に市から確認書を発送しています。振込先 情報等をご記入の上、返送してください 【ダウンロード・窓口による申請】 確認書が届かないが、対象となると思われる方に 関しては、「ダウンロードによる申請」「窓口申 請」にて受け付けます	いずれも提出書類を受理した日か ら、3～4週間程度で指定の口座に 振り込まれる予定です。ただし、不 備がある場合にはこの限りではあり ません

【詳細】生活支援課給付金担当

(5の9 ベストアメニティ旭川ビル1階 ☎76・7415 (コールセンター))

受付時間：平日8：45～17：15 ※詳細は、HPでご確認ください。



9/7(日)は

旭川市長選挙・旭川市議会議員 補欠選挙の投票日です



あなたの1票が、 旭川の未来をつくる！

今回の選挙は、旭川市民にとって一番身近で、これからの旭川市のまちづくりに大切な選挙です。「まちの暮らし、もっと良くなったらいいな。」そんな思いを、投票というかたちで届けてみませんか？



【詳細】選挙管理委員会 ☎25・6513

選挙管理委員会HP

投票できる方

- **住所要件** 令和7年5/30までに旭川市の住民基本台帳に登録されていて、引き続き市内に住んでいる方
- **年齢要件** 満18歳以上の方
(平成19年9/8までに生まれた方)

投票所整理券 8月下旬に発送予定

世帯ごとにはがきを送ります。1枚に4人分までの整理券が印刷されています。

期日前投票所 9/1(月)～6(土)まで開設

総合庁舎(7の9)、各支所、フィール旭川(1の8)、イオンモール旭川西(緑町23)、メガセンタートライアル旭川店(6の14)、アモールショッピングセンター(豊岡3の2)
※投票時間は投票所整理券、市のHPをご覧ください。

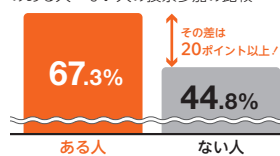
子供と一緒に選挙へ行こう！

投票所には子供(18歳未満)と一緒に入ることができます！

親子連れの投票は子供の将来の投票につながっています。ぜひ子供と一緒に投票所へお越しください。



子供の頃に親の投票についていったことのある人・ない人の投票参加の比較



※ (公財) 明るい選挙推進協議会調査より

